

## ● 平成21年度 食料・農業・農村施策 概要

政府は、農政改革の推進に向けて関係閣僚会合を設置したところであり、今後は、政府一体となって農政改革に取り組むとともに、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた議論を進める。また、特に以下の諸施策に重点的に取り組む。

### 1 農林水産省の改革

国民視点に立った農林水産行政を執行し、国民の信頼を回復するため、農林水産大臣を本部長とし、農林水産省の関係部局により構成する「農林水産省改革推進本部」及び「農林水産省改革推進室」を設置した。今後は、国民から評価される農林水産行政の確立に向けて、政策決定プロセスの見直し、業務・機構改革等に取り組む。

### 2 食料自給力の強化

世界最大の食料純輸入国である我が国にとって、農業を持続的に発展させ、食料自給力の強化と食料自給率の向上を図ることは重要な課題である。このため、農地・農業用水、農業者、技術といった食料自給力を構成する個々の要素について現状を分析し、実効ある対策を講じることが必要である。

農地については、転用規制の強化により優良農地の確保を図るとともに、制度の基本を「所有」から「利用」に転換し、貸借を通じた農地の有効利用や意欲ある者への面的集積を促進する。また、良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保するため、土地改良長期計画(20～24年度)に基づき、計画的かつ総合的に土地改良事業を実施する。その際、農村資源の保全向上に関する地域全体での共同活動への支援や、農業用排水施設の整備による安定的な用水供給機能と排水条件の確保により、農業水利を中心とする農業を支える基盤の保全に取り組む。さらに、21年を「水田フル活用」への転換元年と位置付け、我が国の貴重な食料生産装置である水田をフル活用し、自給率の低い麦・大豆や飼料作物の生産拡大を図るとともに、新規需要米(米粉用、飼料用米等)の本格生産に取り組む。

担い手については、経営所得安定対策をはじめとした担い手支援策を着実に推進するとともに、就農に関する相談活動や農業法人による実践的な研修の推進等を通じて、意欲ある若者等の新規就農を促進する。

農業技術については、省エネルギー、省力、コスト低減に向けた先導的な技術開発を加速化するとともに、知的財産の戦略的な創造・保護・活用を進め、農業の潜在的な力の発揮を図る。

### 3 農山漁村の活性化

農山漁村は、農林漁業の持続的な発展の基盤であるとともに、雇用の場の提供や、多面的機能の発揮を通じ、国民の暮らしにおいて大切な役割を担っている。農山漁村を活性化し、地域経済の再生や雇用の拡大が図られるよう、地域の創意工夫を活かした新たな取組を推進する。

農商工連携については、地域産品の販売促進や新商品開発等、新たな地域ビジネスの展開を促進する。また、地域のリーダーとなる人材の育成や地域資源の保全・活用を通じて農山漁村集落の再生を図るとともに、都市と農山漁村の共生・対流や、農産物直売所の設置による地域経済の活性化に取り組む。

また、農林水産分野における雇用の創出を図るため、農業法人に対し、就業希望者を雇い入れ実践的な研修を行うための経費を助成するなど、農林漁業への新規就業を強力に促進する。

さらに、高品質な国産食材の積極的な活用に向けて、我が国の農林水産物・食品の輸出額を2013年までに1兆円規模とすることを目指し、輸出環境の整備や意欲ある農林漁業者等に対する支援を行う。

## 4 食品の安全と消費者の信頼の確保

昨年事故米穀の不正規流通問題や中国産冷凍ギョウザの問題等により、消費者の「食」に対する不安が高まっていることを重く受け止め、食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組を強化する。

米穀等については、食品としての安全の確保、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米及び米関連商品のトレーサビリティや、原料米原産地情報の伝達等の仕組みの整備等、米流通システムの見直しを行う。

農場から消費にわたる食品の安全性向上については、科学的原則に基づいたリスク管理の推進、農薬等生産資材の適正使用の指導、GAPやHACCP等の工程管理の導入等に努める。また、消費者の信頼を確保するため、食品表示Gメンによる不適正表示の監視・取締りや、食品の製造・流通等に携わる企業の法令遵守を徹底する。

## 5 資源・環境対策の推進

低炭素社会の実現に向け、農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の向上や農林水産分野における温室効果ガス削減効果の表示に取り組む。また、稲わらや間伐材、廃木材等の非食用資源を活用し、食料供給と両立できる持続可能なバイオ燃料の生産に取り組むとともに、農林水産分野における地域の生物多様性を保全するための取組を推進する。

## 6 国際交渉への取組

WTO農業交渉においては、「多様な農業の共存」を理念として、議論に積極的に参画し、将来の我が国農業のために何が必要かを十分に踏まえながら、食料輸入国としての我が国の主張が適切に反映されるよう、戦略的に交渉に取り組む。

日豪をはじめとしたEPA交渉については、我が国全体としての経済上・外交上の利益を考慮し、「守るべきもの」はしっかりと「守る」との方針のもと、食料安全保障や力強い農業の確立に向けた取組の進捗状況にも留意しつつ、政府一体となって取り組む。